



介護者手当

市では、介護が必要な人を在宅で介護している人に対して、その労をねぎらうための『介護手当』を毎年7月1日と1月1日を基準日として支給しています。

平成19年7月1日の基準日に対象となると思われる人に、すでに通知を出しましたので、手続きしてください。7月に入っても通知が来ない人は、ご連絡ください。

支給額 1回当り 60,000円

支給対象 次の～のすべてに該当する要介護者と6カ月間以上同居し、生計を同じくしている介護者

基準日の6カ月前より市内に在住している人
介護保険制度の要介護認定が、基準日前6カ月間継続して要介護3～5に該当していると認められた人や、それに相当する寝たきりや認知症の人

入院・施設入所・短期入所等の日数が、基準日前6カ月の間に45日以下の人

申請場所 高齢者支援課(大仁庁舎) 市民部市民サービス課(伊豆長岡庁舎) 葦山支所市民サービス課

申請期間 7月2日(月)～20日(金)
(土・日・祝日を除く8:30～17:15、木曜日は19:00まで延長)

持ち物 印鑑・振込先の通帳(郵便局の通帳は不可)・申請書(申請書の送付があった人のみ)



いつもありがとうございます...
あなたのおかげです

問合せ 高齢者支援課 電話 0558 76 8011

高齢化の現状

平成19年6月1日現在の市の人口は50,625人。うち65歳以上の高齢者は、11,481人です。市の高齢化率は昨年の20.8%から22.7%と大幅に上昇しています。また、60歳以上の人になると、15,288人におよび、人口全体の30.1%に達します。

2007年以降、『団塊の世代』が続々と引退し、本格的な高齢化社会を迎えつつあります。

普通徴収の納付月は四月・七月・九月・十一月・一月・二月です。納付書は各納付月中旬ごろに、一期分ずつお送りします。

六十四歳までは加入していた医療保険料(税)に含まれていましたが、六十五歳になった日(誕生日の前日)の属する月の分から介護保険料として納めていただくよう自動的に変わります(一日生まれの人は前月分からとなります)。
年度途中で六十五歳になった人は、月割りで保険料が計算されます。保険料は六十五歳到達後に算定し、保険料額や納付方法をお知らせします。年金(老齢福祉年金を除く)が年額十八万円以上の人は原則として特別徴収(年金天引き)の方法で納めていただきますが、年度途中で六十五歳になられた人は年金天引きの手続きに六、八カ月程度時間がかかるため、はじめは普通徴収(納付書または口座振替)の方法で納めていただきます。

年度の途中で六十五歳になる場合

65歳以上の人の介護保険料決定



平成19年度の、60歳以上の人の介護保険料が決定しました。対象者には7月中に通知しますのでよろしくお願ひします。

問合せ 国保年金課
電話 055 948 2905

平成19年度の介護保険料

段階	保険料	対象となる人
第1段階	年額 20,400円	老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税世帯非課税の人 生活保護受給者
第2段階	年額 20,400円	本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円以下で世帯全員が住民税非課税の人
第3段階	年額 30,600円	世帯全員が住民税非課税者で2段階に該当しない人
第4段階	年額 40,800円	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人
第5段階	年額 51,000円	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人
第6段階	年額 61,200円	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人

* 緩和措置対象者とは、昭和15年1月2日以前に生まれた人で、前年の合計所得金額が125万円以下の人(税法上の経過措置対象者)のことで。

決定した介護保険料を通知します

六十五歳以上の人の介護保険料は、世帯の住民税課税状況と本人の前年の合計所得金額から算定されます。皆さんの介護保険料の通知については七月十七日(火)に発送

する予定です。段階別年間保険料額は前年度と同じですが、次の人は年間保険料額が変わります。
・本人の合計所得金額や世帯の住民税課税状況が変わり、保険料段階が変わった人
・緩和措置対象者*

緩和措置対象者の平成19年度の介護保険料

平成19年度の保険料段階		平成18年度	平成19年度
緩和措置対象 第4段階	改正前の第1段階	27,300円	34,200円
	改正前の第2段階	27,300円	34,200円
	改正前の第3段階	33,800円	37,100円
緩和措置対象 第5段階	改正前の第1段階	30,600円	40,800円
	改正前の第2段階	30,600円	40,800円
	改正前の第3段階	37,500円	44,400円
	改正前の第4段階	44,000円	47,300円

税制改正の影響を受けて保険料段階が上がる人は、段階的に保険料を引き上げるため、同じ保険料段階に該当する場合でも保険料額があがります。